

## 湘南地区メディカルコントロール協議会標準化教育要領

### (目的)

第1条 この要領は、湘南地区メディカルコントロール協議会運用規則第14条の規定に基づき、湘南地区の病院前救護における救急隊員の観察、処置能力の向上を通じ、傷病者の救命率の向上と早期社会復帰を図ることを目的として実施する標準化教育の円滑な運用に関し必要な事項を定める。

### (研修セミナー)

第2条 標準化教育作業部会の実施する研修セミナーは、外傷救急活動ガイドラインに準拠した教育プログラムに基づく外傷研修セミナー及び心肺蘇生ガイドラインに準拠した教育プログラムに基づく心肺蘇生研修セミナーとする。

### (作業内容)

第3条 標準化教育作業部会は前条の研修セミナーを実施するにあたり、次の作業を行うものとする。

- (1) 実施時期の決定
- (2) 実施規模の決定
- (3) その他必要な事項の決定

### (運営体制)

第4条 研修セミナーの運営体制は別に定める。

### (報告)

第5条 標準化教育作業部会は、研修セミナー等の企画及び実施状況を検討部会の議を経て協議会に報告するものとする。

### (要領改正)

第6条 この要領の改正は、標準化教育作業部会の議決を得なければならない。

### (その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、標準化教育作業部会で協議し決定するものとする。

### 附 則

この要領は、平成19年10月19日から施行する。